20220121【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その95:一部地域・都市の警戒レベルの引き上げ)(1月20日発表)

【ポイント】

●1月20日、フィリピン政府は、1月21日から1月31日までの一部地域・都市の警戒レベルの変更を発表しました。

●これにより、ビサヤ地域では、北サマール州が警戒レベル4、シキホール州が警戒レベル 3に引き上げられました。その他のビサヤ地域は引き続き警戒レベル3に置かれています。

【本文】

1 1月20日、フィリピン政府は1月21日から1月31日までの一部地域・都市の警戒レベルの変更を発表しました。

2 ビサヤ地域については以下のとおりとなります。

(1) 警戒レベル4

・地域8(東ビサヤ地域):北サマール州

(2) 警戒レベル3

・地域 6 (西ビサヤ地域):イロイロ市、イロイロ州、バコロド市、西ネグロス州、アク ラン州、カビズ州、アンテーケ州、ギマラス州

・地域7(中部ビサヤ地域):セブ市、マンダウエ市、ラプラプ市、ボホール州、セブ州、 東ネグロス州、シキホール州

・地域8(東ビサヤ地域):オルモック市、タクロバン市、ビリラン州、東サマール州、 レイテ州、南レイテ州、西サマール州

3 ビサヤ地域以外の地域・都市の警戒レベルの変更の詳細に関しては、以下の発表にてご 確認ください。

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)の一部地域・都市の警戒レベルの再変 更に関するフィリピン大統領府発表

https://pcoo.gov.ph/news_releases/iatf-escalates-four-provinces-to-alert-level-4several-areas-to-alert-level-3/

4 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュ ニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。) 等に関する最新情報に引き続き注意してください。 【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン日本国大使館ホームページ(フィリピン国政府の発表・関連情報等(フィリ ピンへの入国を予定の方へ)

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

.

※この情報は、在留届、及び「たびレジ(本登録)」に登録されたメールアドレスに自動 的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの 登録をなさるか、「たびレジ(本登録)」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所: 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話:(市外局番 032) 231-7321

FAX:(市外局番 032) 231-6843

ホームページ: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html